

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（515）

2. 日時：令和5年5月15日 14時30分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内安全規制調整官、江寄企画調査官※、天野安全管理調査官、
宮本上席安全審査官、藤原主任安全審査官、伊藤安全審査官、
小野安全審査官、谷口技術参与、中房技術参与、三浦技術参与
技術基盤グループ 地震・津波研究部門
石田技術参与※

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他11名
原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ（主幹）※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DBO5 r. 3. 17）
- （3）泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（（第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））
- （4）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））
- （5）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針）
- （6）泊発電所3号炉 ヒアリング指摘事項回答

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁藤原ですそれでは時間になりましたのでヒアリングの方始めたとします。泊発電所3号炉耐津波設計方針についての指摘事項回答、これについて事業者の方から説明してください。
0:00:14	はい北海道電力の高橋です。本日は耐津波設計方針のうち、津波防護対策に関わる指摘事項の回答をさせていただきます。
0:00:28	今回は2回目のヒアリングということで、次回6月の8日の会合を目標に実施させていただいております。
0:00:40	また前回、いただきました後、
0:00:45	事実確認を踏まえて、12号の補正の時期なんかも、参考資料ではありますけれども工程の表の方で見直しをさせていただいております。
0:00:56	また資料提出が一部、別日になってしまった意見ございまして、こちら資料提出間に合わなくて申し訳ございませんでした。
0:01:08	こちらはヒアリングの指摘事項を回答ということで資料1-6で、
0:01:15	耐津波設計の
0:01:18	流路縮小工それから逆流防止、それから海水ポンプといったところの漂流物の要否を整理した表をの方を整理させていただいておりますので、
0:01:30	これらについてご説明をさせていただきます。
0:01:33	それでは資料を説明ウエハラ君の方からさせていただきます。
0:01:41	該当電力の植原です。12号の流路縮小工及び逆流防止設備についての指摘事項回答ということでご説明させていただきます。資料の説明としては、資料1-1のパワーポイント資料、あと資料1-6ということで、
0:01:55	建物設計方針の全体像の観点から、マトリクスとして整理しております。
0:02:01	す。そういったところをご説明させていただきたいとします。順番としてはまず資料1-6の方で全体像の方をご説明させていただき、その後パパ、
0:02:13	資料のご説明をしたいとします。
0:02:20	北海道電力の小林です。それでは資料1-6をご覧ください。こちらヒアリング指摘事項回答としてナンバー266の回答になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	指摘事項としましては、今回の審査会合の指摘事項回答というのが、耐津波設計の一部のみということで、タイトな設計の全体像が見えない。
0:02:43	ということになっておりますので今回、説明対象と
0:02:47	当類似施設等の設計方針と、漂流物影響等との関係性について今回説明対象を、あと整理しまして、耐津波設計方針の全体像、説明させていただきます。
0:03:01	こちら、回答としましては、3号炉の耐津波設計としては、審査ガイドに基づきまして、取水放水炉等屋外排水炉の津波流入を防止するために、指摘事項の方で例示されている。
0:03:16	津波防護対策を講じることを計画しております。
0:03:19	これの、これらの津波防護対策というのは、津波防護機能に加えて取水放水機能等を考慮必要、考慮する必要があることから、
0:03:29	取水、放水機能に関わる施設の設計方針等、津波に伴う漂流物等による影響評価の要否について、次ページの表1に整理しましてこれを回答とさせていただきます。
0:03:44	次のページお願いします。
0:03:48	こちらの表ですけれども、まず、横軸が、今指摘事項で例示されている対策を並べております。
0:03:56	縦軸については、設計方針をまずは整理した上で、この設計方針に関わる影響評価として津波に伴う漂流物や、津波に伴う砂移動等の項目を並べており、
0:04:13	これらについて判例します示す通り、評価が必要なものもある。ドア設置箇所とか、構造上の関係で評価が不要なものはバーとして整理しております。
0:04:25	この中で丸の項目については、説明対象と考えておりまして黄色のセルのところ、今回説明の対象のもの。
0:04:35	そして青になっているところが説明済みのもの。
0:04:38	さらに緑の整理のところ、今後説明する項目になっております。
0:04:45	例えばですけれども、流路1号及び2号炉の取水流路縮小工のところ、津波時においては、津波防護機能、
0:04:56	というのは、1になりますのでこちら外郭防護としての津波防護機能保持ということで、
0:05:02	評価用として0にしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:05	それからこの津波防護機能満たすために影響評価として、パイプスクリーン等の損傷による影響等を評価するというのでその項目についての丸を
0:05:16	つけております。
0:05:18	下の方の小さな漂流物とかですね、流木等の長尺の大量の漂流物等に関しましては、小さな漂流物に関して平均の阻害、
0:05:30	ということが考えられますけれども、流路縮小工は構造上、そういうことは、考慮が不要なのでバーとしているとか、
0:05:38	大量の漂流物に関しては、閉塞する側に働くので、その場合は津波防護機能に関しては達成されるので、それについて評価不要というような形で今整理をしております。
0:05:50	また、これらの
0:05:53	対策に関して補足する形で図を、
0:05:59	次の4ページから5ページに、取水12号の取水炉と放水炉、そして3号の取水炉放水炉というような形で整理しております。
0:06:09	その説明としては以上になります。
0:06:17	引き続きまして資料1-1に基づきご説明させていただきます。2ページをお願いいたします。
0:06:30	黄色マーキングの部分が前回4月24日のヒアリングからの修正箇所になりますので、こちらを中心にご説明させていただきます。2ページの2ポツ目ですけれども、指摘事項7件のうち漂流物影響に関する指摘事項については、
0:06:47	基準津波確定後に実施する漂流物の影響評価を踏まえて回答することとしてございます。
0:06:54	3ページお願いいたします。
0:06:59	こちら指摘事項No. 1の申請の扱いに関してのお話的事項ですけれども、まず、回答の一段落目につきましては、
0:07:09	3号炉の新規制基準適合性審査においての方針、それと12号炉の新規制基準適合性審査における方針というのを明確に文、
0:07:22	分けて記載し、してございます。
0:07:26	また、1ポツ目ですけれども、こちらについては、
0:07:31	12号は設置変更許可申請しているものの、3号審査においてはプラント停止を所前提とすること。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:39	そのため、12号炉のプラント運転に必要な循環水ポンプの停止も前提とするといったことで前回のヒアリングを踏まえて記載の適正化のほうを行ってございます。
0:07:53	引き続きましてページ飛ぶんですけども、5ページお願いいたします。
0:08:01	指摘事項の2番ということで、
0:08:05	12号炉の適合性審査で説明する際の従来方針に、が有効としているのは、審査の効率性の観点から、改めて説明することということで、
0:08:17	こちらにつきましては、2月2日の審査会合でご説明した内容も含めて改めて整理をしてございます。
0:08:27	まず1ポツ目ですけども、12号の流路縮小工、逆流防止設備については、12号の適合性審査においては撤去し、従来方針である紡績等による津波防護対策を行う予定です。
0:08:41	で、従来方針の適合性を示すためには、基準地震動確定後に、津波防護施設等の間接支持構造物としての既施設の耐震化も必要となることから、
0:08:52	成立性含めて早期に提出することが困難であると考えてございます。
0:08:57	そのため、敷地への津波の流入防止を早期に達成する観点から、3号審査においては、耐震性を確保する防潮出延直下に流路縮小工及び逆流防止設備を設置することといたしました。
0:09:13	また従来方針につきましては、3号の審査の内容を踏まえた設計を進めて、審査実績を有する対策として、12号炉の新規制基準適合性審査において、ご説明することを考えてございます。
0:09:29	続きまして6ページ以降指摘事項の3番についてですけども、修正箇所として7、7スライドお願いいたします。
0:09:43	安全重要棟の部分ですけども、こちらにつきましては、先行審査実績も踏まえまして、記載の方適正化を図ってございます。
0:09:52	まず流路縮小工等については、津波防護施設として信頼性を確保した設計とすること。また、他社の先行審査実績でクラス1として設定している外部入力により動作する。
0:10:05	機構は、設けない設計とす。
0:10:08	考えてございます。
0:10:11	続いて8スライドお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:15	こちらについて表の中身は記載の適正化だけなんですけれども、もともと記載していた、原子炉施設の維持の関する項目につきましては、
0:10:26	3号の審査においては12号の燃料を装荷しない前提とすること、また3号が許可となった後、生申請を行い、流路縮小工等撤去したプラント運転状態での残業方針について説明いたしますので、
0:10:39	こちらについての記載については削除させていただきます。
0:10:45	9ページお願いいたします。
0:10:49	こちら
0:10:51	表のページの中段ですけれども、なお書きのところを追加させていただきます。
0:10:59	砂場ルピーの12号の
0:11:02	台数に関連して、外電喪失によりブラックアウトシーケンスが想像すると、一時的に4台運転となりますが、信号リセット後は2台運転とする手順を定めている旨記載をさせていただきます。
0:11:18	続きまして、10ページからの指摘事項のナンバー5につきましてですけど、ですが、こちらについては、11ページ以降の表のところになりますけれども、
0:11:31	コメントの
0:11:33	金。
0:11:35	踏まえた項目の方適正化を行っているのと、あと、まとめ資料をどの部分に、具体的な内容を記載しているかといったところの紐付けを追加させていただきます。
0:11:47	また、
0:11:49	流路縮小工の最大口径、
0:11:51	或いは最初合計といったところについてはこの表の中でも少し具体的な記載について追加しているといった修正を行ってまいります。
0:12:03	続きまして指摘事項の6番ということで19ページ以降、お願いいたします。
0:12:17	19ページの二つ目の矢羽根になりますが、12号炉の逆流防止設備のフラップゲートに関する異常の検知の方法について、
0:12:29	記載を修正させていただきます。
0:12:32	観点といたしましては、まず3号の津波防護の観点では、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:39	逆流防止設備が開方向に固着するといったことが可能性としては考えられますので、そういったものをまず冒頭に持ってきたと。
0:12:51	そのあとで、12号炉の放水機能の観点では、閉側についても考えてございますので、そういった形で資料を見直してございます。
0:13:02	具体的な内容につきましては、20%パワーポイント資料の21ページ及び22ページで
0:13:10	まず、図も5ありますのでこちらでご説明したいと思っております。21ページをお願いいたします。
0:13:22	逆流防止設備の異常の検知の方法についてですけれども、まず (1)番として、開固着する可能性と、異常の検知性ということでまとめてございます。
0:13:34	歩水路1号の放水量につきまして、新たな回答の改正物確認されていないため、当たり分等に該当が付着して、フラップの閉機能が阻害されることや、
0:13:46	摺動部が固着する事象は、考えがたいと考えてございます。
0:13:52	また、フラップゲートの水路を流れる鵜飼水の流量によって開閉する構造ですので、一定回路に固定しているわけではなく、流量をの変化等によって、回路が適宜変わるため、
0:14:04	焼きつき等の要因で固着することも考えがたいです。
0:14:08	さらに、フラップゲートの回転中心、A-1、プラDMPの位置につきましては、数量よりも上部に位置しており、
0:14:16	水没していないことから、腐食等の固着も考えがたいということで、学寮防止が通常時に開固着する可能性は低いと考えてございます。
0:14:27	なお、津波防護施設として、津波時に確実な動作を求められることから、右の図主に示す通り、定期的にカメラによる確認を行うことで考えてございます。
0:14:42	22ページお願いいたします。
0:14:46	こちらは、12号炉のSWの排水機能の観点ということで、整理してございます。
0:14:54	閉塞、或いは閉固着した場合の検知性ということで、
0:14:59	こちらについては前回もご説明いたしましたが、農水経営を設置することとしてございますので、こちらを
0:15:09	失礼いたしました。まず日常的に、歩数ピット水を確認することで検知することができるかと考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:17	また自主設備として水位計も設置いたしますので、こういった観点でさらなる現地性の向上を図ることと考えてございます。
0:15:29	新山指摘事項No. 6に関する修正箇所としては以上になります。
0:15:35	続きまして、
0:15:38	24 ページ以降の 9 月 29 日の指摘事項を回答をのうち、流力商工関係についてのご説明となります。
0:15:50	まず 29 ページをお願いいたします。
0:15:59	こちらにつきましては、1 号流路縮小工設置による、12 号のSRPの取水性評価ということで、まず、詳細についてはまとめ資料に記載しているということで、姫付けを明確にしております。
0:16:13	また、また 2 ポツ目の 2 行目になりますが、市SFピットの水溫評価につきましては、保守的な評価条件で実施してございますので、その旨の記載を追加してございます。
0:16:32	続きまして 33 ページをお願いいたします。
0:16:45	33 ページの方で、放水側の逆流防止設備に設置による水位の確認ということでこちらについてもまとめ資料への紐付けを行ってございます。
0:16:58	確認した結果として、SRPが4対運転時においても、補正機能への影響はないと考えてございます。
0:17:08	以上がパワポ資料の本体資料の説明になりますが、
0:17:13	参考資料の方で、ページ別 36 ページをお願いいたします。
0:17:25	こちら指摘事項のナンバーワン人の申請の扱いにも関連しまして、
0:17:31	3 号、あと 12 号の適合性審査における全体の工程表ということで、前回のヒアリングを踏まえて見直しを行ってございます。
0:17:44	大きな変更点といたしましては、もともと 3 号炉の適合性審査といったところで、補正の①で許可となった後、
0:17:55	再度申請を行う工程としてございましたが、
0:17:58	今回、吹き出しでBと書いているところになりますが、設置変更許可の補正②番ということで、津波防護対策共用のご説明をするとともに、
0:18:10	12 号炉野瀬に設置した流路縮小工等の撤去に関する 3 号炉の記載変更について、も含む形で、工程の見直しを行ってございます。
0:18:24	また、この補正にの後段ですけれども、節項に引き続き、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:34	津波防護対策の設置工事を実施いたしまして、使用前確認終わった後で、撤去を行うといったところにつきましては
0:18:45	前回と同様の工程の順番と考えてございます。
0:18:51	具体的な説明については37ページの方にも記載してございます。
0:19:01	パワーポイント資料のご説明としては以上となります。
0:19:06	はい。規制庁藤原です。質疑に入りますが今日の資料1-1、報の資料、これが指摘事項に対する回答ですね原則的にはこれに、
0:19:18	内容ついて確認をさせていただきます。そのあと1-6とか、これ1-6はあくまでも1-1の、今何ですかね、内容に関しての補足的な位置付けっていうことであるというところはまた後で、
0:19:31	話をさせていただきます。まず、パワポ関係の全体的なロジックの話のところから、ちょっと話をさせていただきたいと思いません。
0:19:46	まずですね3ページのところで
0:19:50	これトイチに対する回答なので、中身については大体理解はしてるんで最後のところね。
0:19:57	申請は継続するっていうのは少しちょっと途中で表現切れてるのと一緒かなと思っていて、これは4ページの12号の申請について書いてるところに、
0:20:08	一番最後の補正申請を行ってというのが記載されてると思うんですけど、
0:20:12	経営継続するとともになのかね。3号機認可に限って3号機の大矢新美加古って表現がいいのかわかんないけど、
0:20:23	速やかに補正を申請すると。
0:20:26	ということが書けるかどうか、事業者でよく確認してくださいアノ。
0:20:30	少し今日工程表が書かれてるんですけど、
0:20:36	ええ。
0:20:38	ちょっとください。
0:20:46	36ページに行くと、
0:20:49	ちょっとBPOの12、緑の棒線が入ると。
0:20:54	ちょっと泊の今の姿勢のちょっとマイナスな姿勢が出てるような気もしないことはないんですけど、
0:21:01	本来ならやっぱりそこはちょっと違うんじゃないかなと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:05	うん別に前に出せとは言いませんけど、やはり今、どうという状況かっていうと、少し未申請だったらそれで構わないと思うんですけど。
0:21:16	今事業者として12号申請炉として扱ってる以上は、
0:21:19	明確なその表面っていうのは表明ってのはすべきじゃないかなとこれは私は認識はしていますので、この時期っていうのは、明確な時期っていうのは、すいません、何月何月何日っていう意味ではなくて、
0:21:34	どういふふうな順番で進めていくかっていうのは明確にすべきだと。
0:21:38	思っています。なので、補正申請っていうのは、日付が速やかに補正申請をするっていう、事業者の意思があるのであればそこは明確に書いてくださいと。ちょっとここは、
0:21:50	少しぼやけてるように見えるので、そこは明確な表現は必要じゃないでしょうかと。繰り返しになりますけど12号を申請しているという今事業者の立場を、
0:22:01	踏まえれば、どうあるべきかってのは事業者でよく考えていただければと思います。いいですかね。
0:22:08	はい。北海道電力の高橋です。前回のヒアリングを踏まえて、我々も社内で議論しまして、12号はもうすでに申請しているプラントであるということで、
0:22:20	我々としまして、1号につきましては、補正の準備ができ次第もう速やかに提出すると、ちょっと間、
0:22:30	が空いてるところがちょっと微妙ということでしたけれども、基本的にはやはり3号で、いろいろ審査の経験を踏まえましたんで、
0:22:40	基本的に3号のノウハウを全部1-5の方にも反映していく必要が当然あるだろうといったようなところで少し時間を取ったような形で書いてますけれども、基本的には準備でき次第、
0:22:54	ご提出するというようなことで話をさせていただきます。
0:22:59	はい。規制庁の安江と明確に記載した方がいいでしょうと。速やかかっていうところあるのであれば速やかかっていうのを書いてください。あと、今のところはいいですかね。
0:23:13	はい。北海道電力の高瀬です。文章の方を継続するというようなところでは今ちょっと尻切れになってるということでございます

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ので、4 ページ目の方には補正するという形で書いてますので、そういった形で少し文章を入れていきたいと思います。
0:23:29	はい、えっとですねあとですね 36 ページ等、先ほど説明があった、
0:23:41	37 ページのところの表現の問題なんですけど、
0:23:46	と代表的なと 36 ページ、流路縮小工と撤去に関する 3 号炉記載変更を含むという記載変更じゃなくて、設計方針の変更だと思います。
0:23:57	記載が適正化っていうレベルではなくて、設計方針の並行ですので、ここは設計方針の変更を含むという表現で、36 ページ 37 ページは統一していただいた方がいいと思うんですけど、いかがですかね。
0:24:12	北海道電力の高橋です。意図としてはそういう井戸を持ってございましてちょっと記載がよろしくなかったと思ってます。はい。反映させていただきます。
0:24:26	はい。
0:24:27	あとですね、
0:24:29	全体的には理解はしました。ちょっと前回の指摘事項を踏まえて変え改定はされてるんですけど、
0:24:39	ちょっと細かいところも行って、
0:24:42	はい。29 ページ行ってもらっていいでしょうか。
0:24:49	これ指摘事項に対する回答になっていますということで、
0:24:53	これ、これ真ん中のところのね。
0:24:56	記載が、
0:24:59	使用済み燃料ピットの水を保安規定で十分ここにですね津波が収束したという安全確認が運転されることをあげて制限値を到達ことが取水機能回復できることを確認していると。
0:25:10	これって合ってますかなんですよこの後の文章。
0:25:14	津波来たら、
0:25:16	補機冷は運転できるんですか、津波の後に。
0:25:36	はい。北海道電力の高橋です。こちらにつきましての文章をの意図といたしましては、実際引いてい。
0:25:47	押し引き津波の時に、自主的に貯留堰ついてますけれども、貯留堰を期待しない場合だとすれば

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:57	1度は停止するんですけど津波っていうのはまたある周期を持って戻ってくるということで、水位が回復すれば
0:26:05	即座に運転できますよっていう意味で書いてございますけれども、今宮本さんがおっしゃられたのは、その津波とか来た後に、そういったものの確認であったりだとか漂流物とかそういったものを含めてできるんですかってそういう。
0:26:23	言ったでしょうか。
0:26:24	わかりやすいのでこっちの。
0:26:26	資料をね、1-6の資料の、
0:26:30	4ページを見てください。
0:26:34	これに、図1で1号2号主取水の断面図とがついています。
0:26:40	これを見ると、
0:26:41	補機冷は一度死んでますよねこれ死んでって言い方、機能喪失をしてますよね。
0:26:47	津波常陽は守らない前提になっていますよねと。
0:26:51	で機能喪失を想定したときに、これっていうのは私はちょっとどこまでの浸水かおを想定してませんけど、
0:26:59	基準津波が普通上来れば、自主設備は別として自主対策は別としても、このモーターは浸水しますよねと。
0:27:08	そうすると、補機冷は、
0:27:10	機能喪失動かなくなってしまうんじゃないかなと思うんですけど、それを想定してるのにも関わらず、この29ページは、津波の後、それを動かして、
0:27:21	やるっていう形になってるんですけどそれつじつま合ってますかってことなんですよ。
0:27:30	北海道電力の植原です。前回の2月2日ですかね、の審査会合において、自主的な対策実施しているものの、SRPの機能喪失せざるをえない、考慮せざるをえないという、
0:27:46	言ったか立入でご説明している内容と、29ページの方で、
0:27:55	安全を確認してから運転させるとか、取水機能回復できることを確認するという記載がございますがその内容が
0:28:07	考え方として、整合していないんじゃないかと、そういった観点のご指摘等に認識いたしました。ちょっとこの辺りはですね
0:28:17	こちらとしての考え方を整理した上で記載の方、適正化したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:23	原子力制庁美馬です。わかりました。これ私の認識なので事業者でよく確認していただければと思いますけどこれまだ未適合のプラントになるっていうことは、
0:28:32	緊急安全対策っていうものがまだ生きていて、要はその3.11の後に緊急安全対策としてSAPAイノウエとシミズの供給と電源の確保というのが、
0:28:43	まずもともと保安規定の下部が、保安規定の中に、そもそも入れられていますよと。で、新規制基準で適合されればそれ外れるのかもしれないんですけど外れてない前提となると場合には、
0:28:55	要は、そういうものでの運用での対応という形が、多分、現状のプラント状況としてはなっているのではないかと。
0:29:04	今、多分ここ書かれてるのは自主的に止水をするのと、125浸水深制度っていうところもあるので、できるだけ動くっていう前提で多分頭切り替わってないのかもしれないんですけど今、
0:29:17	適合炉と未適合だったらミツイ5については、今自分たちが申請してる内容を踏まえて、
0:29:24	よくここを確認していただければなと思います。いいですかね。
0:29:32	北海道電力植原です。承知いたしました。
0:29:42	とりあえず、大きなもの私以上ですはい。
0:29:46	衛藤規制町長ですし、全体的な話だけについて、もしよければ、WEBの方でも、もし、
0:29:55	特によろしければ
0:29:56	ちょっと詳細内容にちょっと入って参りたいと思ひまして、ちょっとその前にですよ。1-6の資料っていうのが、
0:30:06	今日提出が
0:30:08	提出日は今日の日付ですかね。これ一あれすかまとめ資料の方を、これも5月15の、
0:30:17	提出資料1資料1-2かな、これ、こっちはちょっと入ってなくて、
0:30:22	この1-6っていうのはどうですかねパート審査会合において、この資料1-2はまとめ資料に要は入れ込む、白文、
0:30:33	でしょうか。私資料の位置付けがちょっとよくわかんなかったんで、
0:30:36	説明いただけますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:44	はい。北海道電力の高橋です。こちらの資料につきましては、まとめ資料の方にも反映していくことを念頭に作成してございます。
0:30:56	一方で今回、この形でコメント回答というふうにさせていただいてますけれども、まとめ資料の今添付のをどこに入れるとかっていうところは今、検討をしているところです。
0:31:10	また、今回お示ししました、今回説明とか、説明済み、今後説明っていうのは、まとめ資料には、少しなじまないというふうに考えてますので、
0:31:22	まとめ資料に反映するときには、そういったところをは
0:31:29	消したような形で評価が必要なもの、それから不要なもの、それから3号基準適合上、評価要する項目といったようなところを、
0:31:39	しっかり説明するような資料に、
0:31:43	して反映したいというふうに思っています。
0:31:47	規制庁藤尾です。大体イメージはわかりまして要はまとめ資料というのは、最終的な五条の適合性審査によって必要な書類ということで今回の資料の1-6の今回説明とか、
0:31:59	今後進めてないようなそぐわないからまとめ資料には置かないとして、ここ、
0:32:04	あれですかね、今回の会合の中では、一体何が残っていて、何か残ってないのかっていうのは何となくちょっと
0:32:12	います審査会合において、こういうふうな、何か道標なるものがあるって、かつ、あとどういうふうな課題が残っているかっていうのは何か何がしかなんかわかった方が、ちょっとより説明性が向上するのではともちょっと思ったりもしましたんで、
0:32:26	例えばまとめ資料の参考として何かこう、
0:32:30	何かつけることとあって可能ですかね。こちら辺で、まだそういう検討はさされてないですか。
0:32:45	北海道電力の小林です。今、検討としてはまとめ資料の添付資料7の参考資料として付けるか、もしくは新たに添付資料を立てるか、
0:32:57	どちらかでちょっと今検討しているところです。
0:33:03	多くの観光に、
0:33:06	審査会合、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:08	6月の8日よろしいですか。そこで、何が残っていて、何が、今後、
0:33:55	北海道電力の上原です。今のですとちょっとまとめ資料に入れるのはそぐわないという観点でパート資料の参考資料の方に、
0:34:07	今回説明するものを今後説明するものといったものを入れるかどうか、ちょっと社内で検討したいと思います。
0:34:15	はい。規制庁千原ですわかりました審査会合において要は議論が、何ですかねちゃんとあっち行ったりこっち行ったりしないように、何がしかの整理があるようなものがあれば何か、
0:34:26	ちょっとやっぱ泊は特集な審査をやってるつもりです。やっぱハザードが決まる前にいろいろやってる、その途中段階で方針、或いは分割して説明とか、
0:34:37	かなり特殊な状況ですので、一応そういった地図みたいなやつですかね今後のいつ何時とかで書けないか、一応、入力津波策定後に今後説明するとかですねそういうようなものが、
0:34:50	もうわかるなものがあればいいなと思ったんで、ぜひ前向きにご検討を。
0:34:55	お願いします。
0:34:56	はい。
0:35:01	北海道電力の植原です。反映するかどうか前向きに検討したいと思います。
0:35:17	すいません。規制庁中尾佐田です。
0:35:19	ちょっと具体的な中身というか教えていただきたいんですけど。
0:35:23	資料のですね、
0:35:27	1-2の
0:35:29	ページの五条、別添1の添付の31-15。
0:35:34	この中にですね。
0:35:36	12号の流量、主水路流量縮小工の維持管理について、
0:35:43	特別な保全計画に基づき定期的に抜粋による点検、清掃により外観検査、
0:35:52	を行うという、書いてありまして、
0:35:56	また資料1にも、
0:35:58	7-14ページから、
0:36:00	1号及び2号の取水炉流量縮小工の維持管理面から、健全性を社内規定に定め保全計画に基づき管理するとあるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:12	これは1、ある程度定期的って書いてあるんですね。
0:36:17	例えばですね、S sではなくてS Tクラスの地震が起こった時に、
0:36:23	こういういよ縮小工とかの点検ってやるんでしょうか。
0:36:28	それは多田水野な、水野筒井だけを見てやるんでしょうか。
0:36:33	というところはわかんないんで教えてもらえませんか。
0:36:51	北海道電力の小林です。
0:36:53	今、今のご質問の意図としては、S sではなくて、S Dクラスの地震が来た後に、
0:37:04	その健全性、流路縮小工の健全性を確認するかどうかって、それは抜粋による点検をするのかどうかっていうことでしょうか。それはまず
0:37:14	取水口のところに、今定検時ですと、ゲートを入れて、定検時はやる的って書いてあるんで、やられ抜粋して、交代しながら見られると思うんですけど、1号2号、
0:37:28	増井その手順書いてあったんですけど、そのS Dクラスの地震が起こった時に、そういう点検をやるんでしょうかっていう質問なんです。というのは
0:37:39	例えばですね
0:37:42	12号の逆流防止装置については、カメラを入れて点検できるわけですね。
0:37:51	3号のほう水路のピットは、
0:37:56	その上部からの点検とか水中カメラで点検できるんですけど、12号の
0:38:01	主水路縮流量縮小凍って、
0:38:05	抜粋しか点検しないって書いてあったんで、そうすると地震時の点検ってというのは、わざわざ
0:38:12	S Dクラスの大きな地震が起こった時に、その健全性は抜粋して点検するのかどうかっていうのを知りたかったんです。
0:38:21	逆に言えばですよ。ヒントとしてS s地震。
0:38:25	設計してるから点検しないんですと、点検は、
0:38:30	ピットの、
0:38:31	水位だけで見るんですという答えもあるんですけど北海道電力さんとして社内の保全計画上どう、どうする予定なのかっていうの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	は、書いてなかったんで確認したいと思っておりますんで回答の方をお願いします。
0:38:51	北海道電力のコバヤシですね。衛藤。
0:38:54	一応そのSDを、大きな地震が来た場合には抜粋して点検することを考えてますけれども、ちょっとこちらの今の質問については社内の方確認して、別途回答させていただきたいと思います。
0:39:08	ですね抜粋して点検するということは、3号の原子炉を止めるんでしようかと、12号ですけど、その点検が終わって健全性が確認しないと次の
0:39:20	Ssとか施設とか津波来たときに、社内健全でなければ、その敷地が、
0:39:27	津波に対して浸水防護できないって話になりますから、その点も考えて、回答いただきたいなと思ったんです。
0:39:35	以上です。
0:39:37	はい。北海道電力の高橋です。そちらについては今12号の方を流路縮小工の保全計画、どういうふうに設定するかっていうのは今後詳細詰めていきますんで、
0:39:51	そういった中で少し検討したいと思えますけれども、先ほど中房さんが言われた通り、もともとSクラスで設計してございますので、
0:40:01	基本的にはその水位とか、その周りの状況を見て、特段異常がなければ、抜粋までする必要ないのかなとも思えますけれども、そういったことを含めて、考えていきたいと思います。
0:40:12	特に、それを点検することによって3号提出するというようなことに発展していくこともございますので、そこはちょっと慎重に考えたいと思います。
0:40:25	許可の段階なんで、その基本的な方針だけわかればいいと思いますので、その点の回答の方よろしく回答というか、
0:40:32	考え方を示していただければと思います。以上です。
0:40:40	原子炉規制庁深山です今のところこれちょっと私も見落として申し訳なかったんですけど、これ特別な保全計画じゃないですよ。
0:40:49	これは3号機の津波防護設備として設置される12号流量縮小工なんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:56	3号機の保全計画、施設管理計画に基づき点検されなきゃいけない設備なので、特別な保全計画の対象12号の特別な保全計画の対象にはならないと思うんですけど、
0:41:08	ちょっとそこはどう考えてます。
0:41:17	北海道電力の村島でございます。今ご指摘いただいた件ご指摘の通りかと思っておりますので、少し掘その停止中の号機で特別な保全を計画をするものと、
0:41:29	3号で申請するこの、今回は3号で申請する設備でございますので、再稼働後を見据えた点検計画の中で、きっちり整理をかけていくものだと思いますのでこの辺もちょっと
0:41:41	記載、見直し含めてですね、整理していきたいと思っております。以上です。原子力規制庁ミヤクスアノそこしっかりしとかないと駄目で、先ほどパワーポイントの資料しか私ちょっと見てなかったんで3月さ18ページには、
0:41:54	施設管理を実施してくか明確に書いてあるんでね、保安規定に基づいて、でもこのまとめ資料になると特別な保全計画ということが黄色で入っていて、
0:42:03	まず、勘違いしていただけたら困るのは、あくまでもこれは3号設備としての設置ですよと。
0:42:11	12号機の保全特別な保全計画っていうのは長期停止中なので、それに基づいてやるものなので、当然それは別ですよと。
0:42:20	なので、3号機の認可後なのか運転中になるとは思うんだけどん時に、特別な保全計画が必要になるような事象が発生した場合は、
0:42:31	それは3号機の設備として粛々とやっていただければいけないので、当然抜粋が必要だとして判断する場合は抜粋して、中身を確認しなきゃいけないようなその特別に何か1号の設備をするんじゃないかと3号設備としての対応をしなきゃいけないということ、
0:42:46	認識していただかないと、この資料がそういうふうな形でできてないんであれば、大至急より中身をよく確認してくださいですか。
0:42:55	はい。北海道電力村島でございます。ご指摘承知いたしました。基本的には3号設備で申請する以上は3号の点検計画の中できっちり確認させていただくと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:05	いうスタンスだと思いますので、記載について確認して必要な修正を行いたいと思います。以上です。
0:43:14	規制庁タダウチです。今の件はパワポの23ページにも特別な保全計画に基づきって入っちゃってるってことかな。そうすると、
0:43:24	そしたらそこは修正していただくってことですかね。
0:43:30	はい。
0:43:31	北海道電力村島です。パワポ23ページの、今のご指摘いただいた部分もあわせて確認、修正を行いたいと思います。以上です。
0:43:41	すいません規制庁戸田です。
0:43:44	ちょっとさっきの中房からのちょっと、
0:43:48	コメントの中で3号を止める止めないの話があったと思うんですけどそれなりの例えば揺れとか北が何となく3号は、
0:43:59	止まって、
0:44:00	じゃないかな。
0:44:02	と思うんですけども損損。
0:44:07	S Dクラスだったら、文句なしに僕はとまるような気もするんですがそこら辺も少し考慮いただいて、
0:44:15	ご説明はしていただいた方がいいんじゃないかなと思いますが、よく検討いただければと思います。以上です。
0:44:23	はい。北海道電力の高橋です。S D庫数になりますと、確かに株の地震計とか、
0:44:34	そういったところでもうすでにもうトリップ値に至るようなところになってる可能性はありますので、そこをしっかりと含めて考えたいと。
0:44:52	そしたら、どれぐらいの期間、そういうのに、
0:45:02	北海道電力の高須です。プラントトリップした後具体的にそのプリンプラントの至るところ、重要構造物であったりだとか設備っていったようなところもしっかり見て、再稼働するってということになると思いますので、
0:45:18	そういった意味では、確かに3号設備である流路縮小工なんかもしっかり確認するってということにはなろうかなというふうに思います。
0:45:32	はい。
0:45:41	規制庁の伊藤です。ちょっと細かい記載のところも確認していきたいんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:47	まず、資料 1-1 の 20 ページ。
0:45:55	ここで説明したい内容っていうのは、前回点検から、今回のこの数、
0:46:01	23 年 2 月に確認した状況から見ても海脚ありませんというところも、多分説明したいのかなと思ってるので、
0:46:08	まとめ資料にはその前回点検がいつだったのかっていうのが書いてあって、長期にわたって清掃しなくとも、排風着がなかったっていう結果がわかったんですけどちょっとここだとわかりづらいので、
0:46:20	その前回の点検時期も、こちらは書いてしまってもいいんじゃないかなと思うんですけど、この点いかがですかね。
0:46:26	北海道電力の植田です。ご指摘承知いたしました。今の記載ですと、前回の点検日時とかですねそういう記載がないので、そこを含めてわかりやすくなるように、記載の適正化図りたいと思います。
0:46:41	はい。規制庁の伊藤ですよろしく申し上げます後。
0:46:45	22 ペイジーなんですけど。
0:46:48	これはちょっと誤記なのかなと思ってたんですけど、1B 断面図。
0:46:56	中で、
0:46:57	この方水路を流れる流量が 2 立米になってるんですけど、こっ
0:47:06	て、
0:47:06	1 立米じゃなかったかなと思って。
0:47:08	出て、これって喜多やってますかね。
0:47:11	再度電力の植田です。今この図で想定してるのがですね片側が、
0:47:20	1 立米だから、
0:47:22	1 例です。
0:47:23	すいません。2 立米じゃないです。にゆえ号機で 1 立米になると思います。
0:47:38	心当たり 2 台運転。
0:47:56	だから、22 です。ですよ。すいません。北海道電力江沢です。今ちょっと少々時間をもらって確認いたしました。
0:48:06	今現状を、
0:48:08	片側が閉止されている状態でもう片側の水路に水が全部流れるというような状況なんですけども、通常時であれば、ポンプ 2 台運転なので

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:21	で、
0:48:22	0.5立米／sec掛ける2で10／secなんですけど、放水性能評価式とか考えまして最大流量で流したときも、
0:48:33	どのぐらいの受アノな水位立つかっていうところも考えてございますので、あの形で2立米／secっていう形で図のほうは記載させていただいてます。
0:48:43	ただ通常時であれば一部／secの流量が二つ合わせても流れるようなそんな状況にはなりませんのでちょっとわかりにくいかもしれないけどそういう意図で記載してございます。
0:48:53	規制庁の伊藤ですがわかりました。今この1A断面図でなってるような片っぽが塀閉塞してしまった場合はこの1B断面図にはこの2立米流れてるっていう。
0:49:05	それを示していたってことですねすみません。わかりました。
0:49:09	衛藤。
0:49:10	それとちょっと関連するのかもしれないんですけど、29ページがいいのかな。
0:49:22	先ほどは放水側でしたけど、取水側、
0:49:27	もうちょっと、
0:49:28	見てみたいんですけど今のはな椎野通り、さっき先ほどは閉塞でしたけど点検時とかは、片側
0:49:40	使えないような状況にして、抜粋して点検を行ってるはずなので、点検時に、例えばここで想定しているような、
0:49:51	外電喪失とかが起きると最大でハタケに2立米流れることも考えられると思うんですけど、
0:50:01	今評価上は、1立米で評価されていて、
0:50:05	この2立米流れたときって、大丈夫なんですかっていうそういった確認もされてるんですかっていう、ちょっと確認だけさせてください。
0:50:15	北海道電力の植田です。ですねまず取水系統なんですけども、取水炉ちょっと少々お待ちください。
0:50:29	5条別添1の添付31の7ページ。
0:50:35	をご覧ください。
0:50:41	こちらの図に示しておりますようにですね、取水炉が、例えば1号炉であると上の二つになるんですけども、1B1Aで2本、取水炉があって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:54	1Bが二つに分かれてポンプが、SWBのポンプが2台、
0:51:01	設置されているそういった状況になります。定検時になりますと、片側1Aの水路を使わない状態で、1B2、二つアップ。
0:51:11	流した状態で取水してますので、外電喪失が仮にあったとしてもですね、片側の方は水吸えない状態で、1Bのところの2台のポンプがそういうような状態になりますんで、
0:51:23	流量としては、今見込んである流量分0.5掛ける、2台分あれば、取水性の評価としては問題ないかなと考えてございます。
0:51:35	わかりました状況わかりましたそうするとハウスイも同様っていう考え方でいいですかね放水してる流量っていうのは、1立米ということで、
0:51:45	現状の評価で十分なっている、そういう理解でいいんですか。
0:51:49	北海道電力の植田です。えーとですね1立米/secが流れる。
0:51:55	片側保水に関してですね両方一緒に合流して、
0:52:01	放水されるっていうところございますんで、4台分の放水を一つの流路で流すっていうのが一番、
0:52:12	大きな負荷がかかっているような状況になりますんでその流量を記載しているといった状態になってございます。
0:52:20	規制庁の伊藤です多分今は4台分じゃなくて一条あたり2台分の流量が流れてる評価になってると思うんですけど、その4台分じゃなくて2台分っていう話は、先ほどの取水側の通り、
0:52:36	2台でしかすることができないから放水側も2台分の流量で流れてるっていう理解でいいんですかという確認なんですけど。
0:52:49	水路角田他電力の植田です。水路を隔離して点検した場合にはですね同じような状況になりますんで、2台分の排水しか出ないということで2台分の流量が流れる、そんな形になります。
0:53:01	はい。規制庁の伊藤です理解できました。あとそれと、念のための確認でちょっとまた別の話になるんですけど、
0:53:13	37ページ。
0:53:18	この参考資料1の工程の、
0:53:22	申請とかの工程の話、手続きの話ですけど、
0:53:26	このBの中で12号の設置変更許可の補正を出そう立中のこの記載で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:35	この津波防護対策括弧共用に関して補正申請を行うということで、例としてこの12号の取水ピットスクリーン室防水平均とかを上げてるんですけどこの等の中に、
0:53:47	その他の津波防護施設とかも、3号の流路縮小工とかですねそういうそういったものも含まれてるといふふうに理解していいんですよ。
0:53:59	北海道ですか。
0:54:00	北海道電力の植原ですご理解の通りでして、3号申請において3号の了承高温等については3号炉として、申請し、いたしますが、
0:54:11	12号補正の段階ではそういった3号の流量縮小についても1から359で必要となりますのでそこに含むと考えてございます。
0:54:21	はい、わかりました私からの確認は以上です。
0:54:35	規制庁藤原ですちょっとイトウが1個前に言ったこのまとめ資料31の、
0:54:41	6とか7とかのさっきのポンプの。
0:54:45	状態とかって今ご説明あった内容って、
0:54:50	読みトレえますかごめんなさい私はちょっと何か、
0:54:54	一見して読み取れなくてですこれ、結局感度解析とかでも同じような条件でやるのかどうかちょっとわかんないですけど。
0:55:01	なんか五味さんなんかはカーリー。
0:55:05	安くなっていますかって言う通りです。
0:55:08	今の、
0:55:09	うん。
0:55:11	さっきのなんか、片方、
0:55:14	何か動いてないときに、ポンプ2台動いてるとか何かいろんななんか常勤をお話になってましたけど、
0:55:22	もしわかん一見してわかりにくかったわからないような資料になってるんだったら何か図とか或いは文章とか、できれば図があるといいんですけどね。
0:55:41	北海道電力村島でございます。今ご指摘いただいた件、確かに、例えばパワーポイントの22みたいなところで、伊藤さんからのご指摘があったと。
0:55:51	通りですね、やはりこの2立米の根拠って何なんですかとかですねちょっとわかりにくいところもありますので、まとめ資料も含めてちょっと注釈を多数文字情報として出した上でですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:03	通常運転においては、ポンプが4台動いている中で、片側が閉塞したときのことを考慮して数字は載せています。
0:56:13	で、例えば点検で、片トレンを抜粋している時にはポンプは2台しか動きませんのでその状態では、1、
0:56:23	1立米は、この中に包絡できていますとかですね、少し注釈を足したいと思います。以上です。
0:56:32	規制庁じゃないです注釈だけで足りるかどうかちょっと甚だ疑問で私は、まず通常時がどういうふうな状態。
0:56:40	そういった点検をしてる上というか、どういう状態かちゃんと場合分けをして、それずっと文章があった上で、どういうふうな所状態が保守的なのかとか、
0:56:50	条件設定がいかに保守的かっていうのを説明しないとイケない資料であって、
0:56:55	当然それ感度解析、今後出てくるやつも一緒なんですよね。だからそういったところはちゃんともうちょっと何かわかりやすい資料をちょっと心がけていただかないかと思いますが、いかがですか。
0:57:07	北海道電力村島です。コメント、承知いたしました。図も含めて、ケース分けした上で、
0:57:17	わかりやすい資料になるように修正をかけていきたいと思えます。以上です。
0:57:23	はい。そしたらちょっと私の方からいくつか私どもの記載だけの話になります。まとめ資料の添付31のですね、10ページ。
0:57:33	開いていただいて、もう記載だけです。
0:57:37	添付31-10ページっちゃうのはこれは通常時の取水性としてその砂が影響あった時、
0:57:45	どうなんですかっていうのがあってこれ一、上の1パラ目のところで悪影響を与えない設計とするっていうふうに、ポンプの水洗ですね。
0:57:54	うん。そうですか、じゃあどうやって与えないんですかっていうとちょっとごめんなさい。具体的な根拠が見えずですね、あとそもそもこれパワポの資料の12ページ。
0:58:05	の方見たときですよ。
0:58:08	パワポの12だと、今後説明みたいな話になってたかと思うんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:17	そうですね緑字だから入力津波確定後に、
0:58:20	入力津波確定後に通常人集まるかどうかちょっと置いて、
0:58:24	ともかくちょっとパワポとまとめ資料がまず整合しないのが一つ であと、
0:58:29	このまとめ資料ですね影響を与えない設計とする、じゃあどうや ってっていうところ、これて今期はちょっと足りないの、その 辺どうですかね、ちょっと説明いただけますか。
0:58:55	ガイド電力の植田です。
0:58:57	まずですね添付 31 の中の、10 ページに記載しました、通常時のル ール証拠を設置した後の取水性の影響の話なんですけどもこちら はパワーポイントで、
0:59:12	言いますと、13 ページの 2 段落目ですね。
0:59:18	こちらと整合しているような状況になってございます。
0:59:24	で、内容としてはですね、ここに記載してある内容以外、今んと ころを記載する予定はなくてですね。
0:59:34	設計上の考慮をした上で、砂が入って通常時に入ってきたとして も、現状のポンプの所、異物逃がし溝であったりとかですね。
0:59:46	そういったところの配慮で運転に影響がないっていうことを、こ こで宣言するようなそんな記載でございます。
1:00:00	木内フジワラですちょっと通常時が五条なのかとかいう話はある んですけど、これはあれですかね
1:00:07	どっかの条文で、例えば六条とかでもう説明済みだったらそうい うふうに書いてもらってもいいですし、
1:00:15	違うんすかね。
1:00:16	これは何か、いやごめん、何が言いたいかと、異物逃がし溝があ るんだったらじゃあその水の大きさと、じゃあ砂粒子の大きさど うなんですかってちょっと聞きたくなくなっちゃうんですよ。
1:00:26	皆さん要は影響を与えない設計とするという根拠がいまだにこの 文章だと見えなくてですね。
1:00:39	北海道電力の植田です。ですね今ここに記載しているのが通常時 の 12 号の SWP のアノ砂への影響っていうところになってまし て。
1:00:49	ちょっと今 5 条の説明でし 3 号の、的基準適合の観点で 5 条の説 明の中で、これを入れるかどうかっていうところもあるかなと思 いますので一度

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:00	以上の方に持ち帰ってここの記載、再度考えさせていただきたい と思います。
1:01:18	セトジャズわかりました。はい。
1:01:27	側溝。
1:01:30	ちなみにですよ資料1-6。
1:01:35	のですね3ページ目の通常時ちゅうところがあってですね。
1:01:41	ここにだからさっきの、
1:01:43	室内のやつが加わって、傍線が入る。
1:01:48	今ですかね。
1:01:49	というふうに理解はしまして、1号はそれでやはり、
1:01:54	起こります。
1:01:56	dす。ちなみにこの3号の取水炉の海水ポンプっていうところ で、バー線、5条としては火、
1:02:05	これ、この表示は5五条に限定してるようにちょっと見えないん で、あくまでもちょっとこれってあれですね、通常時の評価とい う五条じゃなくて、別の条文で、
1:02:15	言ってるんだったら進に書くのか或いは、この資料は五条だけ ですよっていうふうにしてですね、要は、
1:02:21	この資料だけ切り出されるとですねあたかも何か、通常時のこの ポンプの評価はいらないんですっていうふうに見えますので、そ こだけちょっと留意をして書いてもらっていいですか。
1:02:36	北海道電力の小林です。ご指摘承知しましたもちろん3号の海水 ポンプについては取水機能っていうのは維持しなければいけない っていうところはありますので、
1:02:48	ちょっとこのバーだけだとそこは全く考慮なくていいような 記載に見えてしまいますので、そういう記載のほうを修正させて いただきたいと思います。
1:03:05	保護所、五条の観点で考慮不要と。
1:03:10	というような注記なりをちょっと入れたいと思います。
1:03:16	規制庁城ですわかりました。あとは、
1:03:24	うん。資料1-6のですねちょっと2ページの方の津波は津波時の 方なんですけども、
1:03:31	これもちょっと記載だけだと、※の5っていうのがあってです ねこれが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:36	津波時に漂流物により津波防護対策のルールは閉塞した場合、津波防護機能が確保されるため、
1:03:43	津波防護対策については、影響評価不要である。これは、
1:03:49	結局あれですよ、生息した場合の取水性の確保という多分、
1:03:56	観点なのかなあというふうに理解してるんですけど。
1:04:00	要は
1:04:03	今、一つちょっと文章を追加したほうが言いますので、最後の文章の津波防護対策の前に、取水性確保以外の津波防護対策については影響評価不要であるとか、
1:04:13	いうふうにちょっと限定をした方がいいんじゃないかなと思ったんですね。
1:04:23	はい。北海道電力の小林です。
1:04:26	今、そうですねご指摘の通りこの閉塞に関しては、影響評価不要ってところでそれは津波防護対策として流路縮小工とか、そういうものに対してになりますんで、
1:04:39	海水ポンプに関しては取水機能を維持しますので、ちょっと今、ご指摘いただいたような記載をちょっとここに追記したいと思います。
1:04:52	はい、わかりました要は、取水性確保と一応津波、貯水堰とか津波防護施設盤ってというのは津波防護の一環なんで。はい。
1:04:59	ていうところがまず1つあとお米の6、これも記載だけです。
1:05:05	センクツ土砂による敷地内溢水に関する影響評価ってうちのちょっと日本語がよくわかりません。これ何言ってるのかなので、主センクツ土砂による、
1:05:16	これ例えば流動的証拠だとかそういったものが閉塞しに伴う、
1:05:22	溢水、要は、ちょっともうちょっと何か事象をちょっと追加して欲しいんです。土砂だけで、溢水ってというのがちょっと繋がりが悪いんで、土砂で閉塞して、
1:05:33	溢水、それぐらい攻めと書いてもらえますか。
1:05:37	はい。北海道電力の小林です。ご指摘承知しました。比木※6の記載修正させていただきます。
1:05:45	規制庁氏原です。ちょっと資料1-6でちょっとくどくど言って申し訳ないけど3ページ。
1:05:51	また3ページに戻ったときにですよ。
1:05:54	一応、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:56	この表、この表だけで見ると何で通常時をいきなりやってるのっていうふうにちょっと見えますなので、ちょっとど、一応書いてあるけどもっと目立った形で、
1:06:06	通常時における、その施設を追加した際の悪影響という観点を、何がしかこのタイトルなりどっかでちょっと書いて、
1:06:14	もらいたいんですね、に加えて当この施設が横、全部並んでるじゃないですか。縮小工とポンプと、逆流防止設備でこれらは、何ですかね。
1:06:26	これから追加する施設と、特に追加しないけど何か影響があるやなしを確認する施設ってのはちょっと何かわかりにくいので、差別化をできればして欲しい数なので、この表の中に
1:06:38	これは追加する施設、例えば流路縮小が追加ですよ。一方海水ポンプというのは、もともとあるやつだからあまりいないので、
1:06:46	あんまり追加しないので、そういった追加と追加しないと差別化をまずした上で、悪影響を
1:06:53	に関する通常時の評価、これをちょっと明確にしてもらいたい。この点いかがですか。
1:06:59	はい。北海道電力の小林です。ご指摘承知しました。
1:07:04	どうも悪影響防止の観点っていうところをもう少しわかりやすいように、表のタイトル等に入れるということと、あと既設と新設というところを明確に、
1:07:16	今回追加するものと、もともとあるものっていうのを明確にしたいと思います。
1:07:22	はい。規制庁城です。あと私の方はもう1点だけちょっとこれはイシダからのちょっと申し送りのなところなんですけども、まとめ資料のですね32の、
1:07:34	添付32の12ページ。
1:07:37	の、参考2かな、
1:08:03	規制庁します。参考2ってもっと後ろの方にあるんです。ちょっと待ってくださいね。
1:08:19	規制庁SAと30店舗32-31から始まる場所ですね。ここにちょっとイシダからのちょっと、可能であれば追記して欲しいという内容があつてですね、ここで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:31	背逆流防止設置前の水深0.3を示す図をちょっと併記して欲しいと、そしたらそれは1.に上昇しましたってのはよりわかりやすくなるだろうということですのでその点だけちょっと記載を、
1:08:43	追記していただいていいですか。
1:08:45	クドウ電力のウエダですここ、こちらの分、頭脳ナカ参考2の中にはですね、0.3の、通常時の推移が書いてございませんので、そこはわかるように記載したいと思います。
1:09:02	規制庁の伊藤です。すいません。ちょっと先ほどの件で、
1:09:06	ちょっともう1点だけ確認したいんですけど、ポンプの運転台数の関係なんですけど、ハウスイがわあ、
1:09:14	取水側で点検時、カタケイ使えない状態になってたとして抜粋してたとしても、一条あたりポンプ2台の1立米というのはわかりました。
1:09:26	ハウスイがわーも間に、同様の考え方っていうのも、わかったんですけど、
1:09:32	その点検時に、取水側が2条は行ってる状態で、放水側が隔離されてる一条しか使えないっていうパターンはないんですかね。
1:09:51	すいません今事業者内で確認中です。
1:10:17	雨をですけどまずね、これ、多分パワーポイント22ページが非常にこれわかりにくいですよ。
1:10:24	で、これは何を示してるかっていうところわかってる人がほとんどいるかも知ると思うんでちょっとわざと言うと、これは1号炉のみを示してるんですよ。
1:10:34	けどここに書いてあるのは1号炉及び2号炉放水逆流防止設備になってるから、これは2号炉防書いてるようには見えないことはないですよ。
1:10:43	けどこれは、例えばとして1号機の放水量を書いていて、これと全く同じものが、2号炉の放水炉にあって、
1:10:51	これは逆から入ってくるのかな2号炉の場合は、左右対称にこれ絵で見るとなってるので、そういう形になってますっていうのでこれ1号炉ん対応で1号炉のみを書いていると。
1:11:03	そういうことですよ。で、さっき取水炉の絵は、1号2号まとめて書いてるので、余剰分っていうかその、
1:11:10	いよいよ次ん1んなってるので、余計これをこんがらがらるわけですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:17	その上で、
1:11:18	補機冷は基本的に一条あたり2台や4台かな、ちょっと
1:11:28	ホールあたり4台で1定あたり2台ありますよと。で、ブラックアウトシーケンスだと4で動くんだけど基本的には1乗あたり1台あればいいよと、1台は0.5立米必要なので22台1立米必要ですよと。
1:11:41	で、じゃあここに何で2立米って書いてきてるのかっていうところがあって、
1:11:46	それは何ですかっつたら2円でこれはなんでここは2立米になってるんですかっていうのは、
1:11:53	北海道電力の江田です設計上は、外概念喪失して4台分が流れるようになってるという前提で、
1:12:03	かつ、ちょっとその状況があるかっていうと、可能な可能性としては低いんですけども、その状況で、片側の水路が閉塞しましたとなった場合には、その4台分の流量が、
1:12:16	一時的には、一つの水路に流れるということで、2立米/secっていう形で記載させていただいてますということですよだからその辺が整理されてなくて、
1:12:26	この放水量自体が、
1:12:30	中2で2号炉分をまとめて書いてるように見えるけど、これ1号炉分だけを指していて、さらに言えば通常ブラックアウトシーケンス以外でなければ、2台分要は1立米でいいはずなんだけど、
1:12:43	ブラッドアウトシーケンスを含めると、一番最大の場合で2立米で計算してますよと、20名になったとしても、この1Bなり1B1条文で排水可能なような設計を確認していると。
1:12:55	なので1江川が閉塞したとしても1Bで流れますよと、ということはこの22ページで説明したいと思うんだけど、この説明この資料だけではそれを理解するのは難しいってそういうことだと思うんだけど、
1:13:13	どう電力の植田ですご指摘承知いたしました。非常にわかりにくい。ずっと説明内容になってると思いますので、まとめ資料も含めて、その辺の記載の適正化を図りたいと思います。
1:13:26	規制庁の伊藤です。閉塞なり、片系を点検してるっていう状態で、最大、これ2立米流れるっていうのも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:36	一応計算はしてるってことなんですかね今条件として、ハウスイ側の計算条件は30、
1:13:45	衛藤3ページとかに、
1:13:47	載ってると思うんですけど、ここでは一応流量1立米になってて、
1:13:52	先ほどのような状況も踏まえて2立米でも計算して大丈夫っていう確認は取れてるっていう理解でいいんですか。北海道電力の植田です。今現状循環水ポンプ動いてない状態でSWP4台分の2アベ/secですね、流した状態でも、
1:14:08	放水できることを確認してございます。
1:14:11	その旨ってまとめ資料とかどっかに書いてあったりしますかね。
1:14:23	改良電力の植田です。片系2立米/secの記載は、記載していないと思いますのでそこも記載してご説明できるようにしたいと思います。
1:14:35	はい。規制庁の伊藤です。適切な場所に記載していただければと思いますのでよろしくお願いします。
1:14:42	あと
1:14:43	資料1-6の方なんですけど、
1:14:50	これも記載。
1:14:53	の関係なのかなと思うんですけど4ページとか5ページに載っている各断面図についてなんですけども、
1:15:02	今これ評定えと表では、津波時、通常時で、各
1:15:09	その断面をこの図に飛ばして、
1:15:13	ちょっとわかんなかったのが、ここで示している水が何なのかっていうのが、わからなくて、例えば随時で言えば、
1:15:23	ポンプ室側とか、スクリーン室側では何だか、津波時の水位を示しているような感じもして、取水口側では通常ずに、
1:15:33	の推移を示してるような感じもして、
1:15:35	ちょっとこの水位、何を示してるのかがよくわかんないので、素行わかるように、ちょっと締め英気さしてもらってもいいですかね。
1:15:45	それとも何か意図があってこの水位差を出したりしてるのか、ちょっとよくわかんなかったんで、
1:15:51	北海道電力の小林です。こちら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:56	意図としては、まず津波時を想定して記載してしまして、ちょっと今ご指摘あった通り、例えば主水路の方、12号の水路だと、右側半分が津波時、んなってまして。
1:16:09	左側の方はちょっと水位がそれだと、まあ合っていないというような状況になってますので、ちょっとこの方は、
1:16:15	記載の方をちょっと修正して、どっちの状況を書いているのかとか、わかりやすいような形にしたいと思います。
1:16:24	はい規制庁の井藤です。何かしらの目的があってそういうふうな、そうすることで説明しやすい、前のページで言っている状況を説明しやすいっていうのであればそれはそれでいいのかもしれないですけど、
1:16:36	表現の仕方として、何を示しているのかっていうのがわかるように、適正化していただければなと思いますのでよろしくをお願いします。
1:16:47	北海道電力の小林ですアノご指摘承知しました。資料の方、適正化させていただきます。
1:16:54	江藤。規制庁の伊藤です私からは以上です。
1:17:08	内野。
1:17:09	等々っていう
1:17:11	図面、
1:17:12	津波、
1:17:22	この資料だけじゃない。
1:17:26	ただいま打ち合わせ中です。
1:17:47	ミヤモトすみません再開しますちょっと細かいところで私ちょっと言い忘れたやつだけちょっと言っていきますと、5ページ。
1:17:56	これ説明になるんですけど二つ目の丸で、耐震性率を含めて早期に提示することが困難で提示し説明することが困難っていうのは明確に書いといていただかないといけません。
1:18:08	ただし、これは私の感想になりますけど、もう6年も7年もあった割には、なぜこの時期までこうなってしまったのかなっていう、疑問は残りますけどそれは今、
1:18:20	答えてもらう必要はないと思うので一応言っておきます。
1:18:23	あと、6ページ、6ページにいくとこれ上から読んでいくとわかるんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:29	最後のその他目ともに3号機の技師、適合性審査の中では、入力シュクシヨク及び逆に防止が1号2号の悪影響ばね設計とする方針について説明するってこれちょっと足りないんで、
1:18:40	3号機の津波ボーイ設備としての機能と、
1:18:44	1号2号に悪影響を防災設計とすることを説明するってそういう認識だと思うのでここは記載は適正化してください。いいですかね。
1:18:58	北海道電力の上原です。後空の早期に提示し説明するという内容、あと6すらの一番最後の行ですね。こちら、3号炉の津波防護のとしての機能、あと12号炉に悪影響が及ぼさない設計という、その通りでございますのでこちらについても記載、追加に対し、
1:19:18	たいと思います。はい。あとですね、9ページ目いきましてこれ9ページの中身どころではないんですけど先ほど言ったように、
1:19:25	22ページに1立米何立米の話があって、詳細の内容が実は29ページに出てくるって言っても、非常にちょっとバランスが悪いんで言ってることは、
1:19:36	要は、2立米の根拠が29ページまでいかないとわからないと。
1:19:44	ということがわかります。
1:19:45	なのでこの辺、9ページ2、このままでいいかもしれないですけど、1000けど0.5立米掛ける2立米=1立米なり、
1:19:55	何らかの1900立米のところんでいいのかどうかわかりませんが、米なり何なりをつけて、全体の資料の後ろに説明がつくんじやなくて元に説明がつくような形で、
1:20:08	整理していただけたらいいですかね。
1:20:16	北海道電力の植原です。承知いたしました29ページとかで1900立米を0.5立米/secとしておりますが、資料の冒頭でせ、一番最初、
1:20:28	2アノ流量について説明している9ページの方でも、わかるような形で追加したいと思います。
1:20:35	はい。お願いします。
1:20:42	ちょっとですよ。
1:20:47	はい。あと次まとめ資料側になりますけど、
1:20:53	資料1-2ですね。
1:20:56	1-2のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:58	ちょっと先ほどちょっと言ったと思うんですけど放水炉側の説明が、
1:21:03	方、方1号炉の日を代表で書いてるんですけど、それが見えないと。
1:21:11	例えばですけど、
1:21:16	コア方水路ですねすいません放水炉側が、
1:21:19	添付32-9、
1:21:23	いくと、
1:21:24	これが、これがついてるとちょっと大分わかりやすいんですけど、これだと。
1:21:29	要はその複数下の22乗っていうか、が1号炉側で、上の2乗が2号機側なんですけど2号炉の上流側がないので、
1:21:40	ここの絵から、先ほど言ったパワーポイントの絵の
1:21:46	下の部分だけが来てるんですけどそれはちょっとこれだと見えな いところのパワーポイントだと、なのでちょっとここは市アノ丁 寧に書いていただいた方がいいかなと。
1:21:54	で、その上でこの20立米掛ける1分当たり20立米って書いてあ るのはこれ循環水の、多分流量含めた全体の流量だと思うんです けど、これ現状の水位っていうのは、
1:22:07	どこにあるんですかねもっと低いところにあるんですよね確か ね。
1:22:14	北海道電力の上田です。現状の推移はですねもう、
1:22:20	宮本さんおっしゃった通り循環水ポンプの19立米/secが流れ ていない状態になりますんで、
1:22:27	先ほどちょっとご説明した中にもあったんですけども、水位とし ては0.3メートルほどになってまして、
1:22:43	図で示した記載がちょっとすいませんごさいませんので、そこも 少しわかるような形で、修正したいかなと思います。写真に関し てはですね
1:22:54	と、はい。ございますが、ちょっとそういった推移がわかる図が ごさいませんので、そこわかるようにしたいと思います。ちょっ とこれよく見ればわかるんですけど、現実、現実運転状態だとこ れぐらいっていうのは理解はしてるんですけど別に運転状態を説 明。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:09	そこまで求めてるわけじゃなくて、3号機の適合時に必要なものっていうところがあるんで、そこは現実的なものも比較してつけていただかないと、少し誤解が生まれるかなと思うんでよろしくお願ひしますいいですかね。
1:23:23	アガワ電力の植田です。ご指摘承知いたしました。記載の適正化を図りたいと思います。
1:23:29	それで、あともう1、
1:23:31	もう何ヶ所か、すいません。
1:23:34	すいません、戻って31の添付31-7ページ。
1:23:40	これ全体に1号炉2号炉の取水炉の平面図がつけられていると思うんですよ。
1:23:45	これおそらく下が2号炉で、上側が1号炉、
1:23:50	になると思うのでそこはちょっと明確に書いといてもらった方がいいかなよく読めばわかるんですけど。
1:23:56	1号炉取水炉と書いてあるので、上の2乗がおそらく2号炉で下の2乗が2号炉なんだろうなとわかると思うんですけど、ちょっとわかるように上が1号2号というのは書いておいてください。いいですかね。
1:24:08	電力の植田です。今この記載だと、真ん中の水路がですねわからない形になってますので、そちらも上が二つが1号炉下二つが2号炉用だということがわかるように、記載を変えたいと思います。
1:24:22	はい。あとこの絵の中に、これは言ってもいいやつ。
1:24:28	黒黒、黒枠内からいいんだよね。
1:24:31	この真ん中にある黄色いの、これ流路縮小工ですかこれこれは何をあれします。
1:24:39	同電力の植田です。こちらの記載なんか見た目は黄色くなってますけど、流路縮小工の黄色の部分が、水が流れない。工場の部分で、
1:24:51	真ん中の青い部分が流れるウーンという、意図でポンチ絵として記載させていただいてます。であれば明確に書いてくださいってそういうことですねちょっとな、何のいいかなって何となくわかったんですけどちょっとこれだとわからないんでお願いします。
1:25:05	ガイド電力の依田です。ご指摘承知いたしました修正いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:25	ちょっとあれなんだっけ。
1:25:29	マスクングを話すのでマイクを切ります。
1:26:42	はいマスクング箇所終わりましたんで、私の方から以上ですあ、 すいませんパワーポイント 22 ページ一応これ、さっき言いました けどこれ 1 号 1 号及び 2 号炉放水逆流防止。
1:26:54	設備でじゃなくて、1 号または 2 号にしといた方がいいですね。は い。
1:26:59	ここのページはよく注意してください。以上です。
1:27:05	どう電力の植田です。ご指摘ありがとうございます。江藤。その ように修正したいと思います。
1:27:21	規制庁の谷口です。一つ確認をさせてください。
1:27:27	まとめ資料の中の、
1:27:29	3 店舗の 32-15 のところ、
1:27:34	これ先ほども若干、施設の管理の話が出てたんですけども、
1:27:40	この方水路を、
1:27:43	部分に、
1:27:45	今回の縮小工をつけるにあたって、
1:27:48	アンカーボルトってどれぐらい深さまで入れる予定ですか。
1:27:59	北海道電力村島でございます。アンカーボルトの根入れの深さに 関しましては、すいません今の段階ではちょっと詳細設計まだち よっとこれからのところもでございますし、
1:28:11	津波の波力を受ける足の本数ですとか、そういう支持鋼材によっ て荷重分散させるっていう対応も考えてございますので、これか らの設計でございます。以上です。
1:28:23	ちょっと確認させていただいたのは何かというと、
1:28:26	封水炉のところの部分の、
1:28:30	劣化、基本的に塩化物の浸透だとか中性化とかが浸透して進んで いて、
1:28:38	それなりの、当然、P L M の評価とかしてると思うんですけど も、
1:28:44	そういう基本的法制論の部分っていうのは特に、
1:28:49	ずっと海水が入ってる、海水が出たり入ったりとかしてるので、
1:28:54	劣化が進んでる可能性があると思うんですね。
1:28:57	そういうところにアンカーボルトで打ったときに、
1:29:03	健全性が確保できてるのかっていうことについての、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:08	判断と、
1:29:11	それに対する対策。
1:29:13	何等何か考えてるのかなと思って確認をさせていただいたんですけども。
1:29:20	北海道電力村島でございます。今ご指摘ございました放水炉側に関しましてはこれからの膨張を跨ぐものとして作り直しを計画してございますので、
1:29:31	蓄積されたそういう条件というのはここで一度キャンセルはされるものと考えております。一方で同じようなご指摘で、取水炉側に関しましては、
1:29:42	流路縮小工をつけるにあたってですね、同じように、水路を今回補強して使うということになりますのでその観点では今のご指摘、ちょっと設計の断面で、
1:29:54	整理させていただいて、明確に、これが第健全だということを確認させていただきたいと思えます。以上です。はい。その辺特に、
1:30:05	12号の古い方を使うっていう形になるので、そういった評価もしておかないといけないんじゃないかなと思うので、具体的な取りつけにあたっては、その辺留保、
1:30:18	留意していただいて考えた方がいいんじゃないかなと思いますので、その辺の検討の、
1:30:25	をし、説明してください。よろしくお願いします。
1:30:29	はい。北海道電力村島でございます。ご指摘承知いたしました。
1:30:35	以上です。
1:31:13	規制庁の尾野です。ちょっと1点わからなくて教えていただきたいんですけど資料1の6ページの、
1:31:20	すいません資料1-6の2ページの、先ほどフジワラも確認したところなんですけどこの※6って、ごめんなさいこれ。
1:31:29	何なのかっていうのがよくわからなくて、
1:31:33	内郭防護として何か評価実施しますっていうんですけどこれ何するのか、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。
1:31:45	北海道電力の小林です。
1:31:47	※6のところですけどこれは今逆流防止設備や、屋外排水の逆流防止設備のところ丸をつけてまして、ここでの津波によってセックス土砂、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:00	よって逆に防止設備の方が閉塞するといった事象があった時に系統水ですね、例えば、
1:32:10	SWsの放水っていうのが、突如、そのまま放水されていて、それが放水ピットの方から溢れていくと。
1:32:21	いった場合の、それが何だ、
1:32:26	重要な安全機器。
1:32:28	に影響を与えないかどうかっていうのを、3号炉の内郭防護として実施するっていう、そういう意図に今記載しています。
1:33:08	はい。今ちょっと追加でちょっと補足しますけれども
1:33:14	閉塞した場合には津波自体は敷地には入ってこないと。
1:33:19	ただし、系統水の方は上流側から放水ピットのほうに流れていますので、その放水ピットからの系統性が敷地に流れると。
1:33:30	そういった内部溢水の評価を行うっていう、内郭か内郭防護の評価を行うと。
1:33:37	いう趣旨で、今、記載しています。
1:33:41	規制庁の評価の内容は理解できました。ちなみにあれなんすかね。
1:33:48	センクツ土砂っていうのはすみませんごめんなさい。どこにある土砂ってことなんすか敷地前面の土砂ってことですか。
1:33:55	どっから来るんだろう。具体的には図。
1:33:59	の方の4ページの図2の、12号の放水の断面図、記載してますけれども、
1:34:08	ここで今ちょっと図が悪いんですけども、津波が来たときにはこの
1:34:15	膨張てよりも海側の方につきましては敷地の方にも津波が来ますので、この立坑のところにあるところから、土砂がこう入ってくるようなイメージ。
1:34:27	募集による指導が、
1:34:29	はい、そうですね、9月なんで。
1:34:50	6月。
1:34:59	1月理解できましたまとまりのまし、プラントの特徴の評価、また他のプラントやってないってことで理解して上間と泊。
1:35:09	だけの評価なのかなっていうことで理解しました。はい。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:48	すいません規制庁タダウチですけど大体他の方がご指摘したところ以外のところちょっと気になったところ細かいところなんですけどパワーポイントの資料の、
1:36:00	と、
1:36:01	11 ページから、
1:36:07	流路縮小工等を逆流防止設備並べてもらってそれぞれの方針だとか影響だとかっていうのを、
1:36:16	表にして書いていただいて5 ページにわたって書いていただいているところがあるんですけども、
1:36:22	まずこのバーで示したところについては、
1:36:26	何らかの理由があって考えなくてもいいよって話なのかなと思ってるんですがそこら辺って何かまとめ資料とかにまとまったりしてるんですか。特にはないですか。
1:36:43	改造電力の植田です。今こちらでですねバーと記載させていただいてるのが、例えば流路縮小工の開固着とか、
1:36:55	逆流防止の引き波の評価とかですねそもそも
1:37:01	評価としてないっていうところである、わかりやすい明らかにないであろうというところがございますので改めてその説明文書っていうのは、
1:37:11	記載していない状況でございます。
1:37:15	規制庁タダウチです当たり前のようにならないっていう形で書いてもらった方がわかりやすいかなってのが一つと後、附属ないですかどうかっていうところについても他、例えばちょっといろいろ聞いたりは、
1:37:28	ちょっと今からしますけど例えば、
1:37:31	15 ページに書いてある、
1:37:38	5 分の 5、
1:37:40	D。
1:37:42	なんかキャビテーションの話とかっていうのは逆に防止設備は全然書いてないですけどこれ全く反省しないっていうことで何かもう評価しなくてもいいやってそんな話なんですけど、
1:37:53	状況によってはどうなのかなっていうところもちょっとあるんですけども、1 年後なんでね、流速はそんなに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:02	早くはないと思うのでそんなキャビテーションの条件にまで入ってくるかというと甚だちょっと僕も懐疑的ではあるんですけども当然考慮しなくてもいいよって話はどうやって、
1:38:17	定性的何かいえるんなら言ってください。詳細はまた、
1:38:22	根井、詳細設計の方で、
1:38:24	確認するのもかもしれないんですけども実際のゲートの作り方がなんだっていう、ちょっとそこら辺も含めたりとかですわあと、
1:38:33	13 ページの 3、5 分の 3 のところ、例えば真ん中の項目開設に含まれる砂による通常時の出席のように影響なんて話があるんですけども例えば逆流防止設備って、
1:38:45	砂って全く関係ないのを設置することによって何、何か堆積するような話って全く出てこないんですが、
1:38:53	いやこれもね、
1:38:56	要はプラント要は施設の中を通ってくるものに対しておそらく砂っていうものがほとんどないだろうという前提のもとにここ書かないって話なんじゃないかなとは思うんですけどもただ、
1:39:11	設置したことによって通常流れるものが何か流れていかないようなもので、何か時間かかると、だんだんだんだん堆積していくとかそんなもんは点検で見えるからいいよって話があるんだから、
1:39:22	それで済むのかもしれないんですけども、
1:39:26	要は当たり前のようにないって言うならないって書いていただければいいかなと思ってるし、何らかの評価が必要なのであればその評価が許可の断面で必要なのかそれとも詳細設計の購入の段階でね、
1:39:39	そんなものはクリアできればいいんですよみたいなのがあれば、そういったところをきちんと変えていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。
1:39:47	北海道電力の植田です。まず、藤須賀の先ほど大瀬お話あった砂の影響なんですけども、逆流防止設備の設置に伴って、もちろん、
1:40:01	滞留分が生まれますので、
1:40:05	何かしら外側からもし入ってきた場合にはたまる可能性もございますが現状としては、急激に大きな体積がたまるということを考えてますので、通常時の点検、まずアノて、定検時の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:20	清掃等でそういった少量の砂に関しては除去されると考えてございます。そういった記載、ありますがこの中の表とかではですね、読めないところになってますので、そういったところを丁寧に記載してご説明したいと思います。
1:40:38	もう1点損傷モードを踏まえた設計に関しましてはキャビテーションについてもリリース昇降と違って、取水の
1:40:47	流量等も含めて、開口部を大きくしてますので、そういった意味ではあまり一時的にキャビティが生まれるような、
1:40:58	ものではないかなと思ってますが、その辺含めて再度検討して必要であれば、ここに記載するような記載したいと思います。以上です。
1:41:10	一応大丈夫です。さっき二つ指摘したのは、例として挙げて他のところ%も、どうなのかっていうところについては、扱いについては十分検討いただきたいと思います。
1:41:24	すいませんもう一つなんですけれども19ページ。
1:41:32	なんですけれどもこれも当然のことながらさっきの2の話に多様な話になるんですけどフラップゲート設置によって、
1:41:42	貝類の生息条件が変わったりした滞留分があって製作条件が終わったりしないですかとかそんな話とかっていろんなことが想定されるんですけどそういったものもあれですかねまとめ資料に入ってくるって話ですかね。
1:41:55	あと、ここ異常の検知の方法とかっていうのがあるんですけど、何に対する異常検知の方法かってのが本来あって異常検知って何ですかって本来損傷モードがあってそういった想定される損傷モードに対して異常検知に対してはこのような通り検知できるんですみたいな話が、
1:42:13	あるとより明確なのかなというような気もするんですけど、例えば開固着とかね、そんなところばかり何か、
1:42:23	やってるような、火がするんですけど例えば閉方向に対する、例えばヒンジが、
1:42:30	バランス悪くなってゆがんだりとか、不整合も要は合わせがうまくいかない、閉じないですよとかねそんな話だったんじゃないかなというそこら辺とあれでしたっけまとめ資料に入ってるんですでしたっけ。パワーポイント資料の方があまり表現として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:45	そこら辺を詳細に書いてないっていうだけなんでしたっけそこら辺についてはいかがでしょうか。
1:42:53	北海道電力の植田です。
1:42:57	逆流防止設備の異常の検知性に関しては、本社モードとしては開固着等へと閉固着考えてまして、でかい固着の要因としても、
1:43:09	一応ですね検討した中で腐食生成物は発生生成物による固着であるとか焼きつきであるとかそういった内容で固着するだろうということ、
1:43:22	確認するっていうことを観点で記載してございます。この内容自体に関しましてはまとめ資料でもこれ以上の記載は、していない状況でして、
1:43:34	ある程度入居とかですね取り摺動部の動き、普通の通常時の流量でも、割と大きく流れている中では増えたりしますので、その状況を常時監視すること、常時ランド I I
1:43:51	ん日常点検でですね、
1:43:53	確認していくことで、変動があれば、その、
1:43:57	異常があると考えて、一度抜粋して、詳細を確認すると、そういった手順を踏まえることで、状況としては感知できるものと考えてございます。
1:44:10	規制庁タダウチすまある程度検討はされてると思うんですけど通常の監視の中でって話だと、
1:44:19	多分おそらくその監視っていうのが、フラップゲートがバタバタ動いてますよっていう監視だけですよね。変な話。
1:44:28	それだけで本当に大丈夫ですかっていうところもあるんじゃないかさっき言ったように、
1:44:33	合わせがうまくいなくて、毛布隙間がもう甚だ消磁ちゃってるような話っていうのは、その監視の中で、例えば検知できたりと一つの例ですけどね、できたりするんですかバタバタ動いてる中だけで、
1:44:49	そこまで、いや実際津波に来たら実は随分隙間あいててそっから随分と改正がすり抜けて中に入っていくんですよみたいな話であ。
1:44:58	そういうのが想定はしたりはしないんですかね。
1:45:05	北海道電力の植田です。かみ合わせとかですねそういったズレとこのに関しては、今のところは定期点検の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:15	検査で正常であれば、次の定検までの間はそういった異常が起きないと、そういう整理をして検討してございますが、
1:45:25	ちょっとその辺り、改めてですね、故障モード考えた上で少しこの辺の記載考えたいと思います。
1:45:35	規制庁トダテ、今おっしゃったように、要は定検とかで、向こう例えば1サイクル運転期間中、動作が保障されますよっていう、事業者検査の方をきちんと実施をしてそれに付随したメンテナンスも行う、通常保全の中でしっかりやるっていうそういう、
1:45:53	ことでとりあえずは管理したいって話の趣旨かなってとらえましたけどそんなに意味合いでいいですか。
1:46:00	北海道電力の相田です今田内さんおっしゃった通りの理解で問題ございません。
1:46:13	と、
1:46:18	規制庁の天田です。ちょっと私から2点確認なんですけど。
1:46:23	鳥栖 36 ページ。
1:46:26	37 ページで、
1:46:29	衛藤参考資料1として工程表がついてるんですけど、
1:46:34	この回答の位置付けなんですけど、4 ページに、
1:46:39	紐づいてるんですけども、
1:46:42	これは指摘時会合の指摘事項に対する回答に含まれるというふうに、
1:46:48	ちょっと理解してるんですけども。
1:46:52	というのと前回2月2日はこれ参考資料扱いじゃなくて、本文で位置付けられているので、
1:46:59	そうだとすれば別紙Cとかでつけていただくものかなと思うんですが、いかがでしょうか。
1:47:27	北海道電力の植原です。指摘事項1に対する回答として今、4 ページの方で工程表に対する紐づけを記載している状況でしたが、今のコメントを踏まえまして、
1:47:41	この工程表について
1:47:44	別紙の形で入れるか、或いは4 ページの後の5 ページとかにつけるのか含めてちょっと検討したいと思います。
1:47:55	規制庁の天田です。はい。続いても、もう1点9 ページで、
1:48:00	さっき、さっきから話があったアノ2立米の件でちょっと確認したいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:06	9 ページで外電喪失のブラックアウトシーケンスの話があって、手順を定めていると。
1:48:13	あって手順の担保が、
1:48:17	必要なのかわかってちょっと、ちょっと思っていて一方で今日、いろいろ説明されてパワポだと、29 ページとか 33 ページで、
1:48:27	※の 1 があって、
1:48:29	それぞれ、4 丹 4 台運転時の機能への影響はないというふうになってるんですけど、
1:48:36	これはあれですか。衛藤。
1:48:39	んなので、手順で仮に、
1:48:41	担保しなくても 4 台で、それぞれ、
1:48:44	設計上を考慮してるから、
1:48:48	手順、
1:48:51	読んだ飯野、運転継続を前提とした設計になって、
1:48:56	いると、そういう理解でいいんですけど。
1:49:04	北海道電力の植原ですご理解の通りです。
1:49:09	そ、そうすると、手順の話ってのは、ちなみにどういう趣旨で書かれてるんですか。4 台で設計するんですけど、
1:49:18	実際には手順で、ブラックアウトシーケンスで止めて 2 台にしますってことですよね。
1:49:25	こちらは前回のヒアリングの中で、
1:49:30	4 台起動した後どうするのかわかっていう形でコメントいただいておりましたのでそこを明確化する観点で記載をしているというものです。
1:49:42	わかりました。多分今日の議論を踏まえて少しわかりやすくなると思うんでちょっと私みたいな。
1:49:48	質問が出ない資料になるのかなと思いますけど、理解しました。私から以上です。
1:49:58	そしたらウェブで参加方、
1:50:02	いかがでしょう。
1:50:06	エザキですけど、特にありません。
1:50:09	はい、わかりました。
1:50:12	イシダですけど特にありません。
1:50:15	わかりました。はい。
1:50:17	そしたららー

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:20	はい、じゃあ伊東さんお願いします。
1:50:23	規制庁の伊藤です。ちょっと非常に細かいところで恐縮なんですけど、
1:50:28	先ほど、
1:50:30	添付の32-31ページで、
1:50:35	逆流防止設備、
1:50:38	の設置に伴い上昇する水位についてっていうところの参考資料の中で、通常時の水位がどんなもんかという、多分、
1:50:48	その記載を入れるとかいう話があったと思うんですけど。
1:50:51	ちなみにそれって何ん何メーター、0.何メーターぐらいでしたっけ。
1:51:01	ガイド電力の植田です。通常時が0.3メーター程度だったと思いますちょっと、まとめ資料の記載でもう、
1:51:12	文字でしか書いてなくてですね図で入っているところがないので非常にわかりにくいんですけど、その程度の数字になってます。わかります規制庁の伊藤ですわかりましたこれって、その逆流防止設備設置位置での末、
1:51:26	いっていう、理解はしてるんですけどこれって、
1:51:30	ちょっと放水炉の
1:51:33	ちょっと詳細があんまりよくわかってないんですけどこれ海側に行くにつれて、僕なんか傾いてるっていうふうな理解でいいんですよ。要するに海側の方がちょっと水があるっていう、
1:51:43	そういう理解なんですかね。
1:51:46	この逆流防止設備設置位置では、0.3程度っていうそういうことですか。
1:51:53	北海道電力の植田です。今伊藤さんおっしゃった通りでですね、徐々にこう流れていく形になりまして最後に積みたいな形になって少し上がってるんですけど、
1:52:03	傾きがありますんでそういった意味で少しく大きくなってますで、0.3は逆流防止設備設置位置の観点での基礎値になります。
1:52:12	規制庁の伊田ですわかりましたはいちょっと席があって、何かそこだと水位が結構あるなと思ったんでちょっと確認したんですけど、理解できましてありがとうございます。
1:52:23	私から以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:26	規制庁社です。全体を通じて確認等が特に事業者あと規制庁側からもないようでしたら、一応ちょっとはい。
1:52:36	こちらコメントヒアリストについてちょっと確認したと思います。資料1-4、お手元にご準備ください。資料1-4、これが、これまで出したコメントリスト。
1:52:47	分の整理で46分の43ページ、これが、こっからが本日回答文になってますでは私の方で、これが継続価格でOKかというのはちょっと、
1:52:59	きちっと確認して参ります。266番、ナガエ、これ私が出したやつ。
1:53:06	とかですけど今回の資料1-6で大体書かれて一部記載適正化あるものの
1:53:12	方法もいいのかなど。ちょっと記載の適正化だと、パワポ資料の範囲というのをちょっと今後、ご検討ください。その次、一応ちょっとこれはツツミにした上でちょっと記載適正化をお願いします。
1:53:24	その次のページ、46-44の、
1:53:28	267はこれわあ、しかしきさいいというのはちょっとはい。これ
1:53:36	私も全部確認しましたんでこれは驚見。
1:53:39	268の間に、2ポツ、記載内容ということでこれも一応内容の方が
1:53:45	明確なってるところへ進み、
1:53:47	その269の審査の効率化を阻害することに関して小令和、
1:53:53	そっか、あれですね、うん。
1:53:57	ちょっと困難であることがかかるため済み。
1:54:00	次に170の安全重要度に関する説明、これははい。今回、特にいろんな形で進み、
1:54:07	271の維持に関するこれも特にいろんな方に進み、
1:54:12	272、
1:54:14	これワードですね、速やかにという言葉がたり、
1:54:20	ちょっと書くことができるかどうかというのは事業者再検討ということでこれは継続。
1:54:26	はい。次のページ、267番、
1:54:30	これはインダのコメントに関しては先ほどちょっと私の方で申し上げました、記載をちょっと追記していただく以外は
1:54:40	いいのかなと思います。一応済とした上で次回

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:43	橋野様、提出ください。
1:54:46	次に 178 ページこれは何だっけ。
1:54:54	そっか。うんはいそうですねこれはオッケーですね、ちゃんと通常時の閉塞に加えてっていうことですね。
1:55:00	はい。次に 179 については、
1:55:05	これも同じような内容でツツミですね。
1:55:08	特に今回異論は出ませんでした。
1:55:10	その次のページって 280 番。
1:55:16	非常勤通過日とかいうものに関しても、
1:55:21	これは今日のタダウチの
1:55:24	話ですかね。踏まえて、これはこういう記載、適正化ぐらいにしときますかね。
1:55:31	はい。大地大隅とした上で記載をちょっと適正化ください。
1:55:34	281 番も同様ですかね。
1:55:37	はい。282 番。
1:55:41	田井氏はこれ、やはり今日説明なかったですけど私の方で C を確認して S クラスじゃなくて、っていうのを理解しました。
1:55:48	283 番。
1:55:50	これはこれは
1:55:56	ちょっとこれ私わからなかったです 283。今日説明なかったですねそういう資料 1-3。
1:56:06	ナンバー 8 ですから、4 ページ目かな。
1:56:11	これの趣旨っていうのはあれですよ要は、この 4 ページ目は何だっけな、いろんなたくさんの施設があって、どれが本日回答で、どれが、
1:56:24	一部残ってて、
1:56:26	どれがまだ未回答なのかとかいうのが、全然ちょっとわからないからって言うのだったと思ったんですけども、今回の出された資料で、これなんですかね、何か。
1:56:37	何を書いたんだ。要は何が言いたいかというところ、
1:56:41	ナンバー 8 ってこれ何だろう、審査会合日とか、
1:56:45	要はもうちょっと施設ごとで区分したらいいんじゃないですか。
1:56:50	例えば対応状況とかいうのも、
1:56:53	資産号炉取水ピットスクリーン室でこれってあれですよ、1 回。
1:56:57	説明して一部残ってるものがあるような状況で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:02	3号放水ピット、これも多分時計とかがまだ一部残ってて、その次の5ページ目の取り12号流路縮小工関係はこれ本日、
1:57:14	説明だけど、多分一部
1:57:16	開説明かな。
1:57:18	というところで多分、
1:57:20	このそもそもナンバー8のコメント自体がもっと細分化が必要かつ、
1:57:26	ちょっといつ、
1:57:28	うん、どういうステータスか値がちょっとわかりづらいついていうのが、
1:57:32	以前の私のこの
1:57:35	46分の46の283の内容かと思っていました。
1:57:39	これがちょっとわかりませんのでこれはもうちょっと、
1:57:44	わかりやすくできませんかね。
1:57:54	北海道電力のウエハラですけれども、
1:57:58	まずちょっと今回、修正させていただいた内容としては、今、こちらの該当する指摘事項として4ページと5ページございまして、
1:58:09	前回お出しした時にその線、上段、4ページに記載している1130回サカイ5の回答内容をちょっと記載せずに、5ページの内容だけ書いていたという状況でございます。
1:58:22	ですので今回4、1130回会合での回答内容を4ページに記載した上で、5ページの内容を今回該当する内容として記載したという状況です。
1:58:35	で、今お話あった通り、その中でも、上も含めて、4ページも含めて一部該当のところがあればそこについても、
1:58:47	区別するという観点のコメントかなと受けとめましたので、そういった観点での修正が必要と。
1:58:57	理解しております。
1:58:59	はい規制庁城です。4ページを見た時にその回答概要で灰色ハッチングになってるっていうことはもう何ら説明すべきことが残っていないものに関して、
1:59:11	灰色っていうイメージが私はあるんですね。これでいくと多分3号放水ピット流路縮小工でこれ、
1:59:18	まだあれですね、形が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:20	決まってない。要は、一部残ってるってなればこの廃炉はちょっとやり過ぎ、
1:59:25	かなと思うんでちょっと私からちょっと言いたいのは、ちゃんと廃炉にするものはちゃんと残ってるものないもののみを廃炉にして、完了日を明確にしてください。それ以外は、
1:59:37	残っているものが、何が残っているかを明確にしてください。これ、この残ってるものの記載ってあんまり、
1:59:45	入ってないんですかね。
1:59:47	ですよ。うん。松原さん
1:59:50	資料1-3のパワポの一番最後のページの29番の会合コメントって、前回、
1:59:58	それから目でいくと、やっぱりぴあさんが言うように何か残ってるんじゃないですか。
2:00:04	運営排水も話にはなってるけど、
2:00:10	そう。
2:00:12	です。それから、前回の審査会合のコメント返しがまだ全部できてない。
2:00:22	だから、
2:00:23	ある意味何かまだすっきりで終わった感がないってのはそういうことだと思うんですけど。
2:01:32	れる。
2:03:33	規制庁藤間ですちょっと今庁内で打ち合わせ通知ですね少々お待ちください。
2:08:46	規制庁岩瀬ですと庁内の打ち合わせが今終わりました。ではこの件に関しては事業者の方で、適切に今後、
2:08:54	対応いただけるようお願いします。あと最後に184番のやつについては、一応そうですね。
2:09:04	内容については道を確認して特段異論はなかったということですね。はい。じゃあ、
2:09:09	その他、全体を通じて何か追加でもしなければ、今日のヒアリングは以上としたいと思います。宮元さんどうぞ。
2:09:19	はい。規制庁小山田ですちょっと初めの方で指摘した。
2:09:23	ところで、事業者の中でよく理解しておいてもらいたいのは、これはさ、この12号流路縮小工っていうのは、何回も言ってください。3号機の津波防止設備として設置するんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:34	12号の設備として設置するものではありませんよ。
2:09:37	そこの理解が、どうもちょっとあやしいかなあやしいっていかよく理解されてない方もいるんじゃないかな。だからこそ、先ほどあったように特別な保全計画って言葉を出してきたりっていうのはここも明らかにわかってない人がしかこれ書いたしか思えないですね。
2:09:52	なので、女川女川なり先行の審査実績を踏まえて、ある程度これ資料が整ってきても中身を理解しないと、結局同じこと繰り返してしまうので、
2:10:02	そこの部分だけはないようにしっかり事業者間で、事業者の中で理解するようにお願いしますいいですかね。
2:10:10	はい。北海道電力の高橋です。我々も3号の設備であるっていう認識は当然あるんですけども、やはりその12号に設置している部分で、12号をちょっとイメージしてしまう時が、
2:10:24	あります。その辺しっかりアノを確認していきたいと思いますんで、
2:10:28	認識は、合わせていきます。はい。よろしく申し上げます以上です。
2:10:35	規制庁城です。今日のヒアリングは以上とします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。